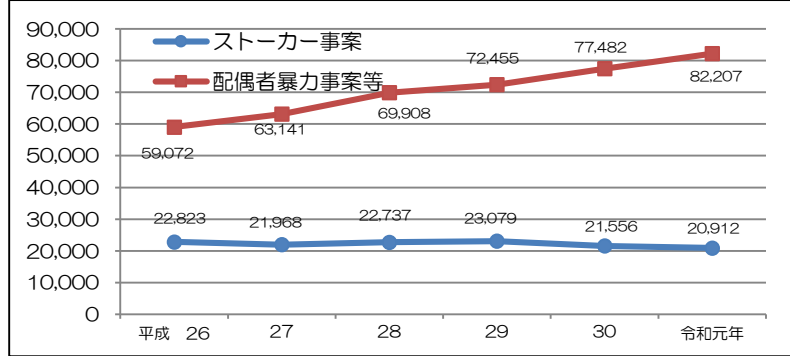


現状

● ストーカー事案・配偶者暴力事案等の相談等件数 (件)



※令和元年中の相談等件数は、いずれも高水準で推移
 ○重大事案に急展開するおそれ ○都道府県警察の負担増

● 主な対応策

- 人身安全関連事案対処体制による迅速・的確な対応
- この種事案に的確に対処するためには、事案の各段階で関係機関等が連携して対策や支援を行うことが必要不可欠

改正ストーカー規制法 (H29.1.3施行 ※一部規定はH29.6.14施行)

国・地方公共団体が努めるべき措置として、実態把握、人材養成・資質向上、教育活動等、民間団体との連携協力を追加 (12条)

ストーカー総合対策 (H29.4.24改訂 ストーカー総合対策関係省庁会議)

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1 被害者等からの相談対応の充実 | 2 被害者情報の保護の徹底 |
| 3 被害者等の適切な避難等に係る支援の推進 | 4 調査研究、広報啓発活動等の推進 |
| 5 加害者対策の推進 | 6 支援を図るための措置 |

女性活躍加速のための重点方針2019 (R1.6.18すべての女性が輝く社会づくり本部)

女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

「ストーカー総合対策」に基づき、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関するリーフレットの作成・配布、被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部の補助等の取組を推進する。

令和2年度予算

未然防止

ストーカー予防のための教育・啓発

ストーカー事案を発生させないための予防啓発を行うことが必要

生徒対象啓発パンフレット、被害者等対象リーフレット、加害者対象リーフレットの作成等

情報通信基盤の機能強化

現場での迅速・的確な対応による被害者の安全確保が必要

データ端末の照会機能の強化

被害拡大防止

被害者等の一時避難の支援

危険性が高い事案は、被害者を緊急に一時避難させることが必要

宿泊施設等の利用費用の補助

安全確保のための資機材の整備

自宅や職場等への押し掛け等、被害者の安全を確保することが必要

ストーカー被害者へ貸与するカメラシステムの充実・整備

再発防止

ストーカー加害者に関する地域精神科医療との連携

ストーカー加害者の執着心や支配意識を取り除き、行為を沈静化させることが必要

ストーカー事案加害者に関する地域精神科医療機関等からのアドバイス